

石川県流域下水道事業経営戦略

(令和2年度～令和11年度)

令和2年3月

令和7年3月改訂

石川県土木部都市計画課

生活排水対策室

目 次

第1章 経営の基本理念と経営方針

1. 経営戦略策定の目的	1
2. 経営戦略の位置付け	3
3. 経営戦略の計画期間	3
4. 下水道事業を取り巻く情勢	4
(1) 人口減少社会	4
(2) 施設の老朽化の進行	4
(3) 職員数の減少	5
(4) 災害への対応	5
(5) 下水道資源の活用	6
(6) 民間の活用	6
5. 本県流域下水道事業の方向性	
(1) 本県下水道事業の現状	7
(2) 本県下水道事業における今後の方向性	12
6. 基本理念・経営方針	14
(1) 基本理念	14
(2) 経営方針	14

第2章 事業概要

1. 事業の概要	15
(1) 加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）	17
(2) 犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）	18
2. 事業実施の財源	19
3. 関係市負担金	20
4. 経営状況	21
(1) 収益的収支比率	21
(2) 企業債残高対事業規模比率	21
(3) 汚水処理原価	22
(4) 施設利用率	22
(5) 水洗化率	23
5. 広域化・共同化の実施状況	24
(1) 単独公共下水道の流域下水道編入	24
(2) 汚泥の共同処理	24
6. 民間活力の活用等	25

第3章 主要施策と主な取組

1. 経営の健全性の向上	26
(1) 収益の確保	26
(2) 費用の節減	27
(3) 民間活力の活用	27
(4) 下水道資源の活用	28
(5) 広域化・共同化	29
2. 下水道施設の強靱化	30
(1) 施設の老朽化対策の推進	30
(2) 防災減災・危機管理対策の推進	31
3. 安全で安心な生活環境の創出	32
(1) 公共用水域の水環境の保全	32
(2) 接続人口の拡大	33

第4章 投資計画・財政収支計画

1. 流域下水道事業全体の施設整備及び維持管理方針	34
2. 投資計画・財政収支計画	35
(1) 流域下水道全体の投資計画・財政収支計画	35
(2) 各流域下水道の投資計画・財政収支計画	47

第5章 経営戦略の推進

1. PDCA サイクルの実施	41
2. 経営戦略の見直し	41
3. 関係市との連携	41

第1章 経営の基本理念と経営方針

1. 経営戦略策定の目的

(1) 背景

本県の流域下水道は、昭和58年度に加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）で事業着手し、現在、犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）を含め、2流域2処理区において整備、運営を行っています。

本県の人口は、平成17年国勢調査で初めて減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所によれば、本県の人口は今後長期に渡って減少が続き、今から16年後の令和22年には100万人を割り込み、現在（109.8万人/令和6年10月時点）の約9割である98万人になるとされており、人口減少による将来的な処理水量の減少が想定されます。

また現在までの経過年数は、加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）で35年、犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）で29年と老朽化が進行しており、今後、施設・設備の更新に多額の費用を必要とすることが予想されます。

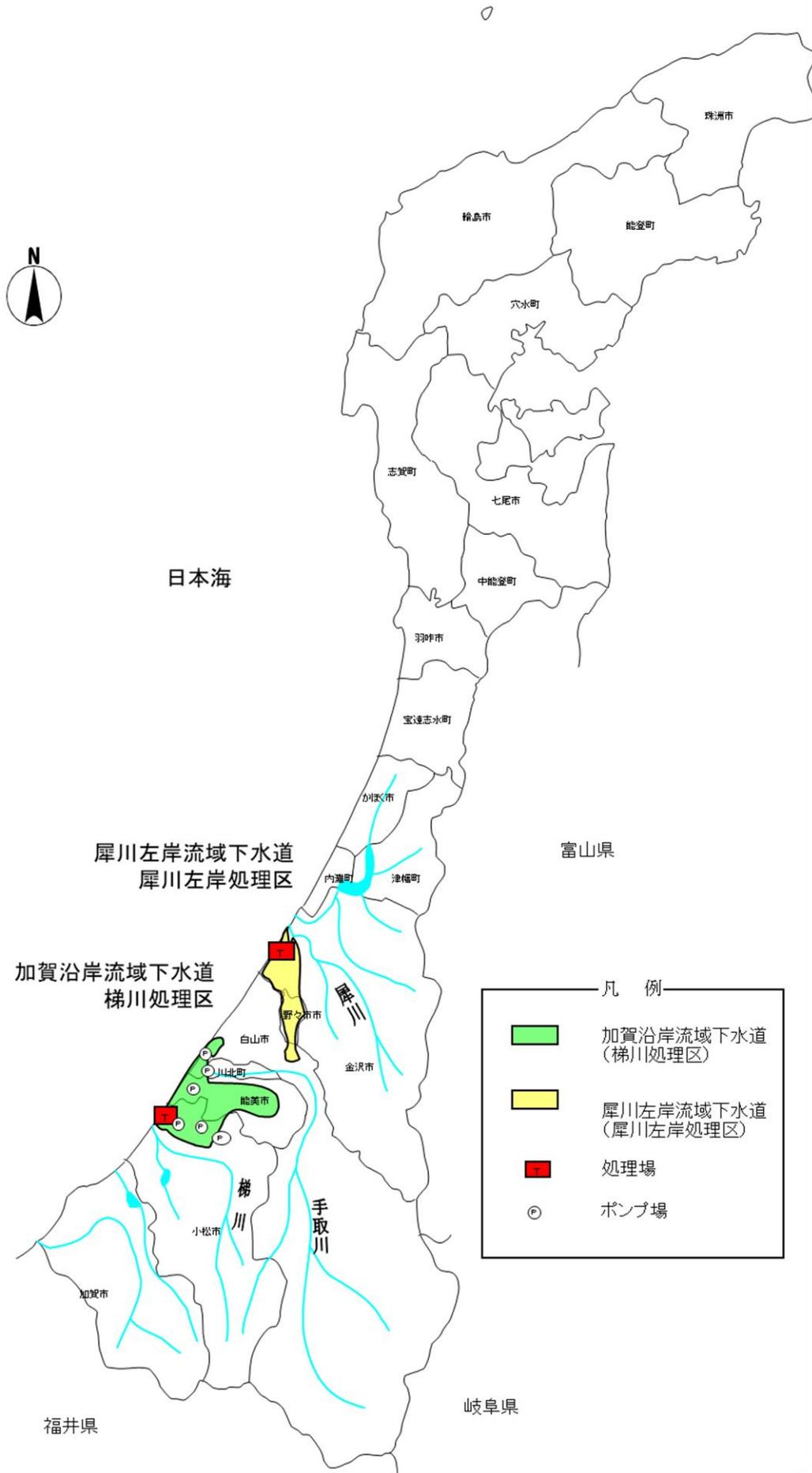
こうした中、国は、平成26年8月、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、地方公共団体において中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請しています。

(2) 目的

本県では、令和2年4月から、地方公営企業法の適用による公営企業会計へ移行し、自らの経営・資産等を正確に把握するとともに、経営基盤の強化と効率的かつ安定的な経営を図ることを目的として本県流域下水道事業の中長期的な経営の基本方針である「石川県流域下水道事業経営戦略」を策定しました。

本経営戦略の対象は、以下の2流域2処理区の流域下水道事業です。

- ・ 加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）
- ・ 犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）

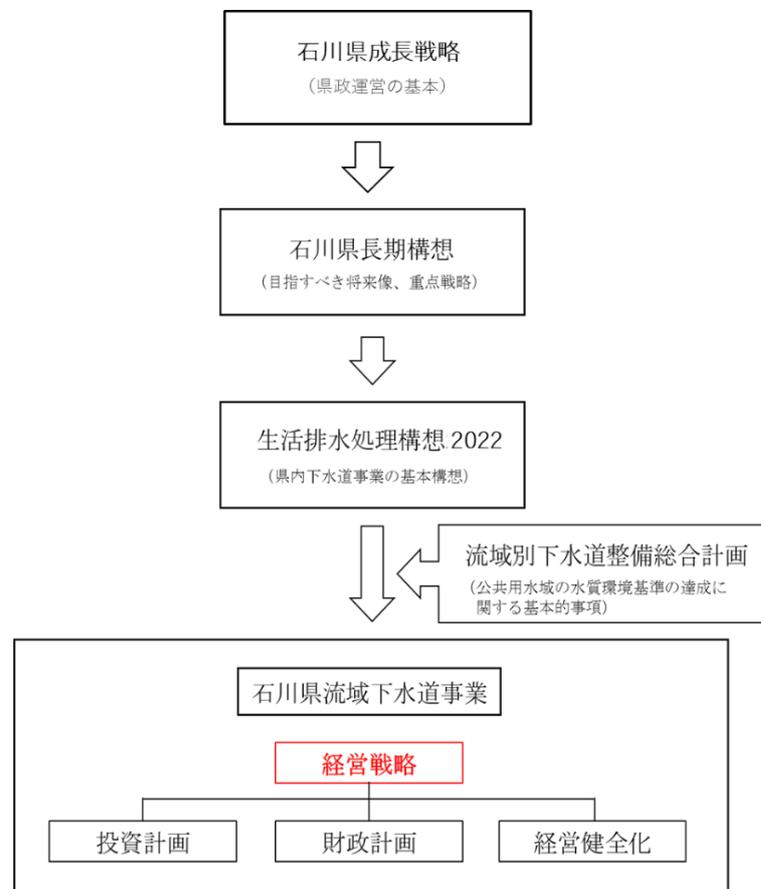


2. 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、

- ・石川県成長戦略（R5 年度策定、計画期間 R5～R14 年度）
- ・石川県長期構想（H27 年度策定、計画期間 H28～R7 年度）
- ・生活排水処理構想 2022（H28 年度策定、R3 年度改訂、計画期間 R4～R22 年度）
- ・梯川・大聖寺川流域別下水道整備総合計画（R5 年度策定、計画期間 H25～R25 年度）
- ・犀川・大野川流域別下水道整備総合計画（H18 年度策定、計画期間 H18～R2 年度）

と連動し、今後の流域下水道事業の中長期的な経営の基本計画として位置づけま
す。



本事業における経営戦略の位置付け

3. 経営戦略の計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるよう、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

なお、前期5年を目途とし、令和6年度に見直しを図りました。

4. 下水道事業を取り巻く情勢

(1) 人口減少社会

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに、減少局面に入り、本格的な人口減少社会を迎えています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（R5年度推計）によれば、令和7年に1億2,228万人、令和12年に1億1,819万人、令和17年に1億1,383万人、令和22年には1億922万人まで減少すると見込まれています。

本県においても、国勢調査によると平成12年の118万人をピークに減少に転じ、平成27年には115万人となっており、令和22年には98万人まで減少すると見込まれています。

本県が策定した「いしかわ創生人口ビジョン」（H27年度策定、R元年度改訂）における令和42年度の人口推計では、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合には81万人、国の長期ビジョンや本県独自の取り組みを加えることで、令和42年の将来展望を94万人としています。

このように、本県でも、人口減少により、国内需要や労働力人口の減少などによる経済活動の縮小も懸念され、将来、処理水量の減少とそれに伴う流域下水道負担金収入の減少に対する備えが必要になってきます。

(2) 施設の老朽化の進行

全国の下水道管渠の延長は約49万km、処理場数は約2,200か所にのぼり、下水道ストックが増加する一方で、耐用年数が過ぎ、改築更新時期を迎える資産は今後とも増加していきます。

本県においても、流域下水道の管渠延長は約57km、処理場は2か所あり、最も古い加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）は平成元年度の供用開始から35年が経過し、処理場設備の老朽化が始まっています。

今後、処理場の土木建築施設や管渠の老朽化が進み、改築更新費用が増加した場合でも、計画的な改築と維持管理が必要となります。

特に、機械・電気設備は定期的に点検、修繕を行っていますが、硫化水素による腐食などにより、機能停止のリスクが増大しています。施設や設備の老朽化対策には膨大な経費と時間が必要になりますが、処理機能停止や重大事故の未然防止のため、着実に進めていく必要があります。

(3) 職員数の減少

全国の下水道担当部署の職員数は、平成9年度の約4万7千人をピークに減少し、平成28年度はピーク時の6割にあたる2万8千人まで減少しています。

本県も知事部局の職員数については、平成14年度の新行財政改革大綱の策定以降、平成27年度までの13年間で714人を削減し、下水道を担当する職員数についても、平成9年度の33人から令和6年度はそのおよそ半減となる16人まで減少しています。

現在の下水道は建設する時代から維持管理の時代へと変化しており、特に維持管理においては専門性の高い技術系の職員の必要性が増しています。

(4) 災害への対応

全国の下水道施設の耐震化は、令和4年度末時点で、重要な管渠においては56%、揚水施設、沈殿施設、消毒施設で40%程度となっています。なお、本県の流域下水道施設の耐震化状況は、液状化によるマンホールの浮上対策や、処理場の簡易処理に必要な施設（揚水・沈殿・消毒）の耐震化が完了しています。

その他、業務継続計画（BCP）の策定や、復旧資機材の確保、関係団体との災害支援協定の締結といったソフト対策にも取り組んでいます。

(5) 下水道資源の活用

下水には多くの有機物が含まれており、処理過程で発生する汚泥の資源化や、消化発酵によるガス化、処理水の再利用など、様々な方法で利活用が可能です。

本県においても、下水汚泥を活用した消化ガス発酵施設を導入し、発生したメタンガスによる発電を実施しており、発電した電力は、固定価格買取制度を活用した売電をしています。

また、発生した汚泥をセメント原料化や肥料化したり、処理水を消雪水や洗浄水に再利用し、資源の有効活用に努めています。

汚泥の有効利用率(R6.3末時点)

(単位:濃縮汚泥DS-t/年)

	汚泥量	有効利用			利用率
		消化ガス	堆肥化	建設資材	
梯川	1,520.5	974.9	545.6	0.0	100%
犀川左岸	3,790.2	3,444.4	23.8	322.0	100%

処理水の再利用状況(R6.3末時点)

(単位:m3/年)

	処理水量	再利用量			利用率
		場内	場外	計	
梯川	9,348,513	212,806	0	212,806	2.3%
犀川左岸	13,951,267	374,348	179	374,527	2.7%

発電量の実績(R6.3末時点)

(単位:kWh/年)

	発電量	利活用方法
梯川	985,833	売電
犀川左岸	2,392,571	売電

(6) 民間の活用

本県では、平成 21 年度より民間への業務委託を順次進め、現場管理の実務がほぼ全て委託済みとなったことから、平成 30 年度より民間企業を指定管理者とし、運営を行っています。

5. 本県流域下水道事業の方向性

(1) 本県流域下水道事業の現状

① 処理人口：下水道を利用できる人口

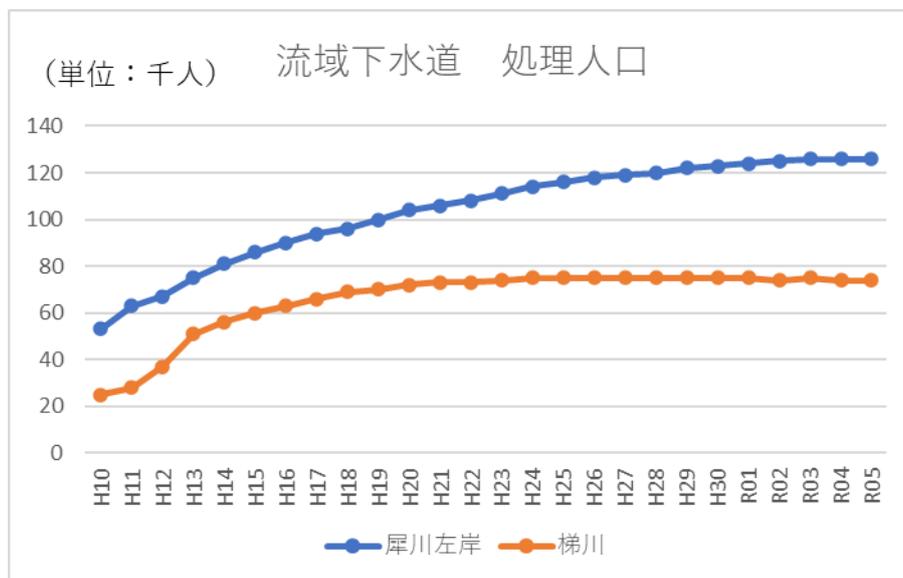
各処理区の処理人口は、犀川左岸処理区は増加傾向、梯川処理区は近年、概ね横ばいとなっています。

また、令和5年度末の下水道処理人口普及率は、犀川左岸処理区で99.8%、梯川処理区で98.6%となっています。

処理人口

(単位：千人)

処理区名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
梯川	25	28	37	51	56	60	63	66	69	70	72	73	73
犀川左岸	53	63	67	75	81	86	90	94	96	100	104	106	108
処理区名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
梯川	74	75	75	75	75	75	75	75	75	74	75	74	74
犀川左岸	111	114	116	118	119	120	122	123	124	125	126	126	126



② 接続人口：下水道に接続している人口

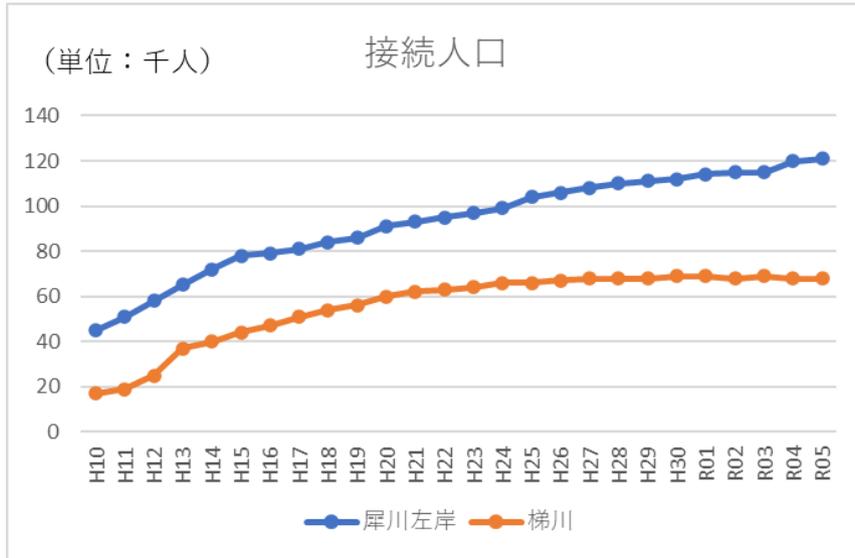
処理区別の接続人口については、流域関連公共下水道の整備拡大の結果、犀川左岸処理区では増加傾向だが、梯川処理区は近年、概ね横ばいとなっています。

令和5年度末の処理人口に対する接続率は、犀川左岸処理区で96.0%、梯川処理区で94.7%となっています。

接続人口

(単位：千人)

処理区名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
梯川	17	19	25	37	40	44	47	51	54	56	60	62	63
犀川左岸	45	51	58	65	72	78	79	81	84	86	91	93	95
処理区名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
梯川	64	66	66	67	68	68	68	69	69	68	69	68	68
犀川左岸	97	99	104	106	108	110	111	112	114	115	115	120	121



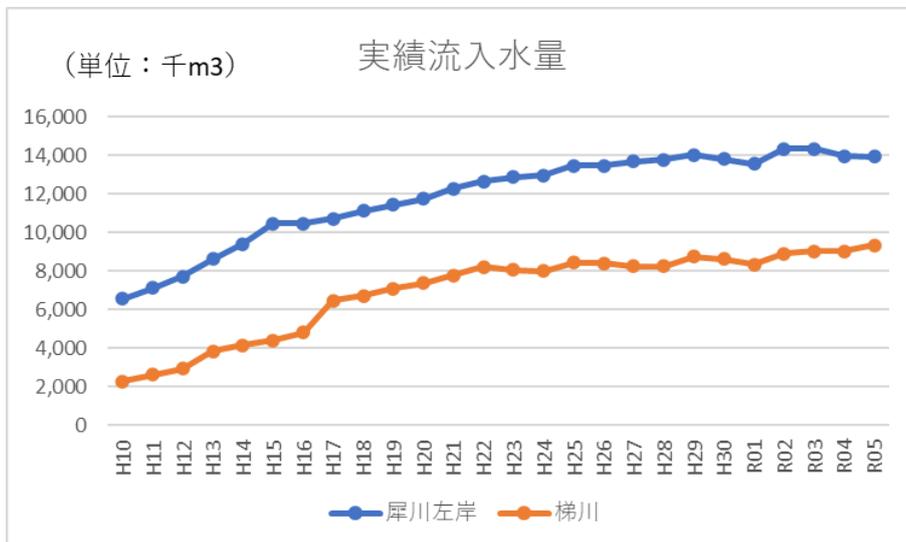
③ 流入水量の実績

処理区別の実績流入水量について、各処理区ともに増加傾向で推移しています。

流入水量

(単位：千m3)

処理区名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
梯川	2,282	2,620	2,931	3,831	4,151	4,420	4,827	6,485	6,718	7,103	7,374	7,798	8,219
犀川左岸	6,552	7,127	7,714	8,623	9,419	10,480	10,482	10,718	11,119	11,449	11,756	12,278	12,654
処理区名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
梯川	8,063	8,019	8,453	8,398	8,257	8,265	8,744	8,625	8,347	8,916	9,045	9,051	9,349
犀川左岸	12,892	12,973	13,465	13,496	13,706	13,798	14,058	13,816	13,581	14,345	14,368	13,985	13,951



④ 施設の老朽化の現状

加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）は平成元年度に供用を開始し、既に35年が経過しており、犀川左岸処理区においても、29年以上が経過しています。

処理場の機械、電気設備等は標準耐用年数が15～20年程度であり、健全度や環境へのリスクを考慮し、改築更新を実施していく必要があります。

本事業では、平成30年6月に下水道ストックマネジメント計画（計画期間H30～R9年度）を策定し、計画的な維持管理や更新を実施しています。

また、本県の流域下水道管渠は、昭和59年より建設が始められ、平成25年度までに整備を完了し、現在は総延長約57kmとなっています。

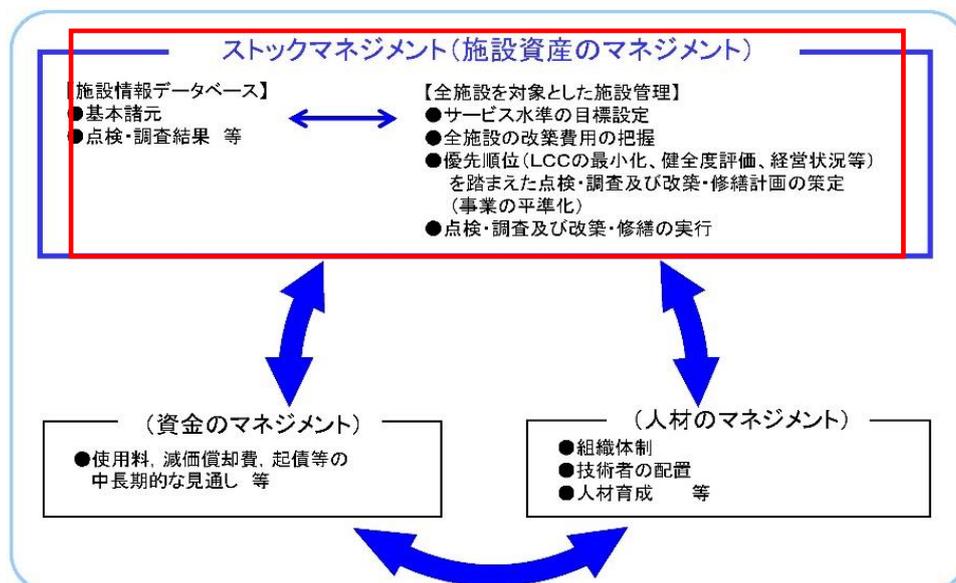
令和5年度末で、標準的な管渠の耐用年数（建設後50年）を経過した管渠がないことから、更新の実績はないが、供用後30年を超える管渠については、点検・調査頻度を増して管理を行い、道路陥没による第三者の事故を未然に防ぐよう、管理していくこととしています。

●処理場供用開始年度・経過年数

事業	処理場名	供用年度	経過年数
犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）	犀川左岸浄化センター	H6.12	29
加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）	翠ヶ丘浄化センター	H1.4	35

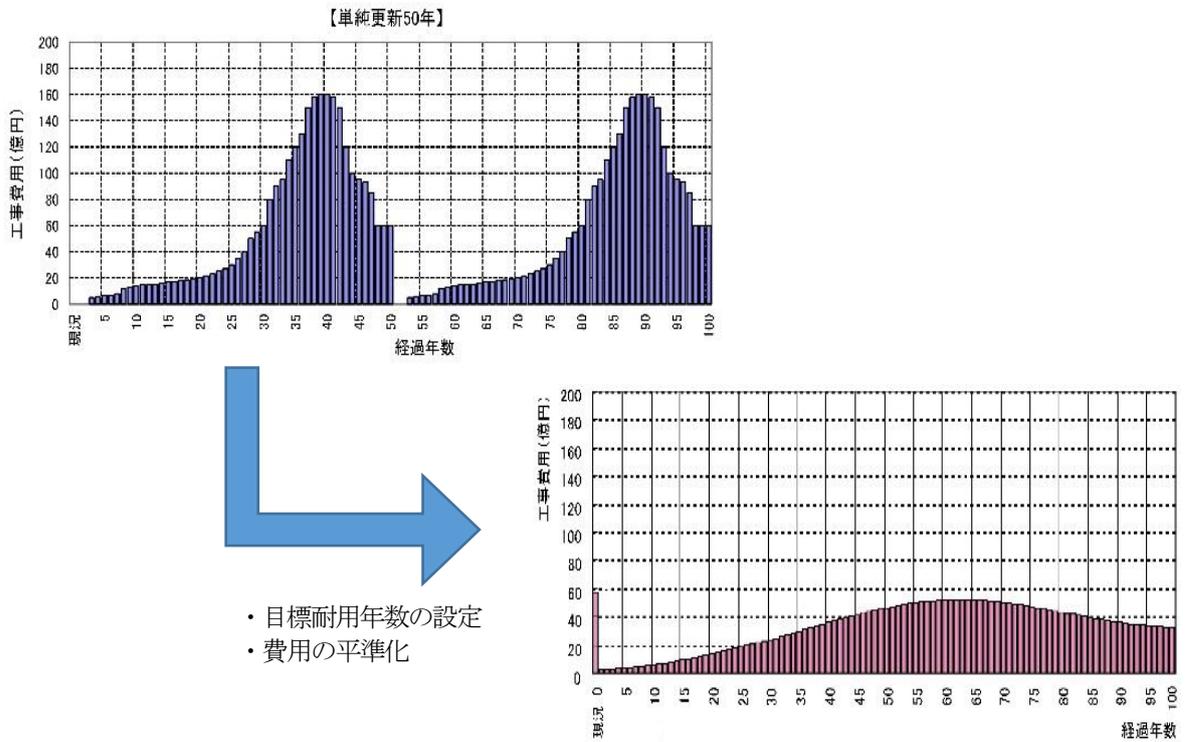
●下水道ストックマネジメント計画とは

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。



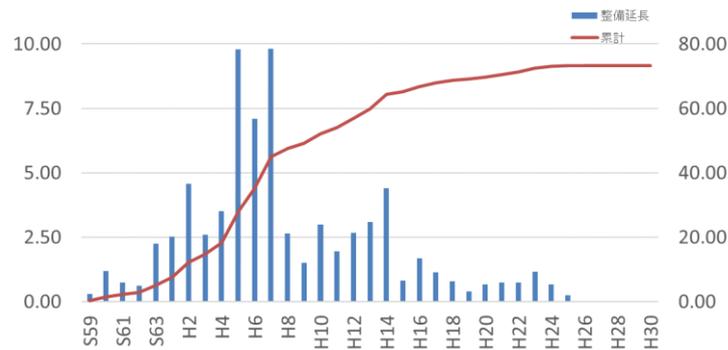
●ストックマネジメント手法の導入による費用の平準化

設置年度を基に単純更新するのではなく、設備ごとに目標耐用年数を定め、設備の長期利用による費用の平準化を図る。



※出展：下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（2015年版）

●年次別管渠整備延長 (km)



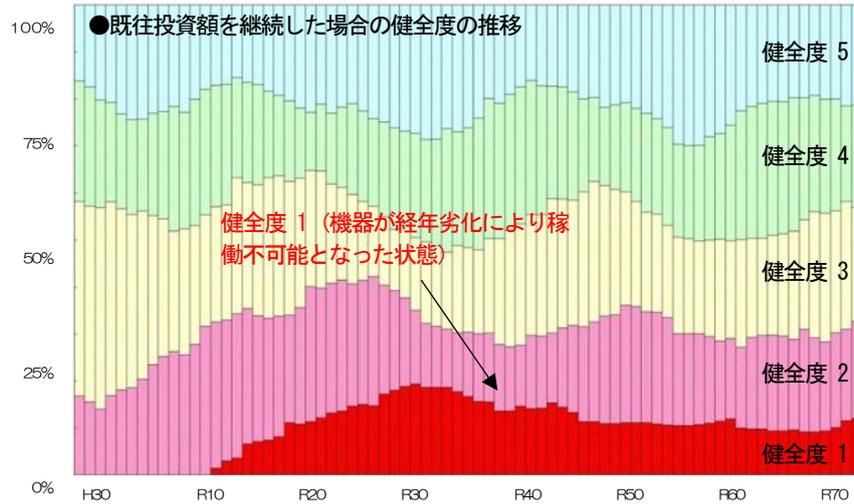
また、本事業における電力消費量は、年間約 1.1 千万 kWh (R5 年度実績) であり、電気料金は年間約 2 億円 (施設管理費の約 2 割) と多額です。そのため、設備更新に合わせた省エネ機器の導入についても検討していきます。

●設備の健全度の確保

保有する資産を調査し、老朽化（耐用年数など）の度合いに応じ、その健全度を5段階に分けて把握しています。健全度5が最も状態が良く、番数が少なくなるほど老朽化が進んでおり、健全度1は、通常の使用ができない状態です。

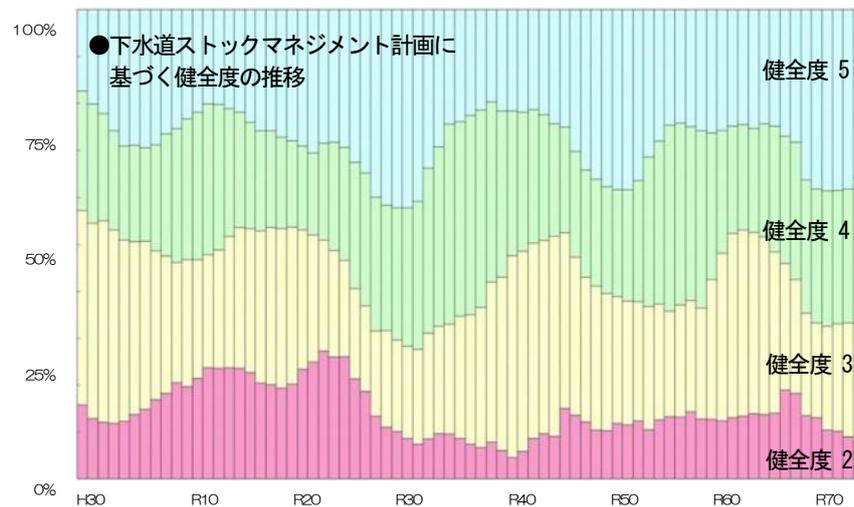
<現 状>

これまでの投資では、将来的に健全度1（下図赤色部分）が発生するリスクがある。



<下水道ストックマネジメント計画に基づく見直し>

ストックマネジメント計画では、年間投資を概ね11億円に平準化することで、健全度1が発生しない見込み（下地赤色部分がない）



施設評価分類数及び管路評価延長

事業名称	評価指標	ストックマネジメント計画	
		施設の評価分類数 大分類（小分類）	管路延長
梯川処理区		17施設（1,403点）	34.1km
犀川左岸処理区		11施設（1,200点）	22.7km
合計		28施設（2,603点）	56.8km

(2) 本県流域下水道事業における今後の方向性

① 流域下水道の普及及び接続率の向上

本県流域下水道は、関連市が実施する公共下水道整備区域の拡大に伴って、年々整備が進んでおり、令和5年度末の普及人口は、区域内人口約20万2千人に対し、約99%の約20万人となっています。そのうち、約95%の約18万9千人が下水道へ接続しています。

流域下水道の幹線管渠整備は完了しているため、今後は関連市の流域関連公共下水道の整備を促進するとともに下水道への接続率をより一層向上させる必要があります。

② 公共用水域の水質保全

下水道や農業集落排水、合併浄化槽などは公共用水域の水質保全のために重要な役割を担っています。

県では、条例により放流水質基準を定めており、引き続き、公共用水域の水質保全に努めていきます。

③ 老朽化施設の計画的な改築

下水道は、様々な施設が一体となって機能する仕組みであり、建物、管渠等の構造物、機械設備、電気設備等、耐用年数が施設ごとに異なっているため、施設ごとの老朽化の状況を踏まえ、点検、調査、修繕、改築を行っていく必要があります。

本県では、これまで進めてきた施設の新設、増設が概ね完了し、現在は改築更新が主体となっています。このため、平成25年度から、処理区ごとに長寿命化計画を策定し、限られた財源のもと、計画的に改築を進めてきました。

さらに、平成30年6月には施設全体を対象とした下水道ストックマネジメント計画を策定し、予算の平準化による持続的な下水道事業運営に取り組んでいます。

④ 災害対策の強化

本県では、地震等の災害発生時の初動対応と早期の業務体制の復旧にむけて、県や日本下水道新技術機構及び市町の共同研究により、業務継続計画（BCP）を平成 27 年度に策定しました。さらに、平成 30 年度には、熊本地震での経験を踏まえて BCP の改訂を実施しました。

さらに、改訂した BCP により、訓練を重ねながら、危機管理対応の強化を目指します。

6. 基本理念・経営方針

(1) 基本理念

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全を目的に、住民が安全・安心で快適な生活を送るうえで不可欠なサービスとなっています。今後、人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大などが見込まれる厳しい経営環境においても、安定的かつ持続的なサービスの供給が必須となります。

また、石川県長期構想の基本目標である「個性、交流、安心のふるさとづくり」の具現化にむけては、人口減少社会への対応や安全・安心の追求が求められています。

本事業においては、人口減少等に伴う将来的な有収水量の減少や、施設の老朽化に対応するため、「安定的かつ持続的な下水道サービスの供給」を基本理念とし、事業に取り組んでいきます。

【 基本理念 】

安定的かつ持続的な下水道サービスの供給

(2) 経営方針

本事業の基本理念である「安定的かつ持続的な下水道サービスの供給」のために、3つの経営方針を掲げ、経営方針に基づく事業を推進していきます。

① 経営の健全性の向上

事業運営の効率化によるコスト縮減や経営状況の的確な把握により、安定的な財政運営を進めるとともに、民間活力の活用や下水道資源の活用により、経営の効率化を図り、経営基盤の強化に取り組めます。

② 下水道施設の強靱化

下水道ストックマネジメント計画に基づく施設の適正な点検・調査を行い、老朽化した施設の計画的な再構築を進め、ライフサイクルコストの低減と下水道機能を確保していくとともに、計画的な施設の維持管理に努めます。

また、施設の耐震化を進めるとともに、危機管理対応の強化に努めます。

③ 安全で安心な生活環境の創出

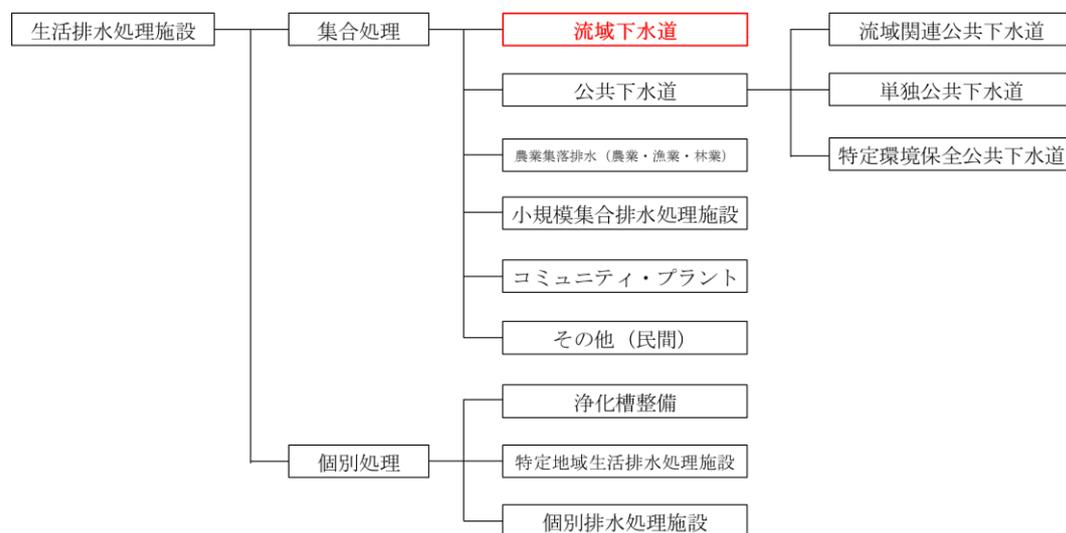
下水道の普及と接続の促進に取り組み、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に努めます。

第2章 事業概要

1. 事業の概要

本事業は、流域別下水道整備総合計画において位置付けられた広域的な汚水処理を実現するため、下水道法第2条第4号のイに定義された「流域下水道」として、石川県が事業実施・管理を行うものです。

下水道事業の実施にあたっては、約20年先までの長期的な下水道整備の実施計画（全体計画）を定め、概ね5年間で整備する事業計画を定めることとされています。



生活排水処理施設の一覧

平成元年度に加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）を供用開始して以降、2流域2処理区2処理場で事業を実施しています。将来的には、2処理区で約6,100ha、約21万人の汚水を処理することとしています。

令和5年度末時点の各処理区の計画概要については、以下のとおりです。

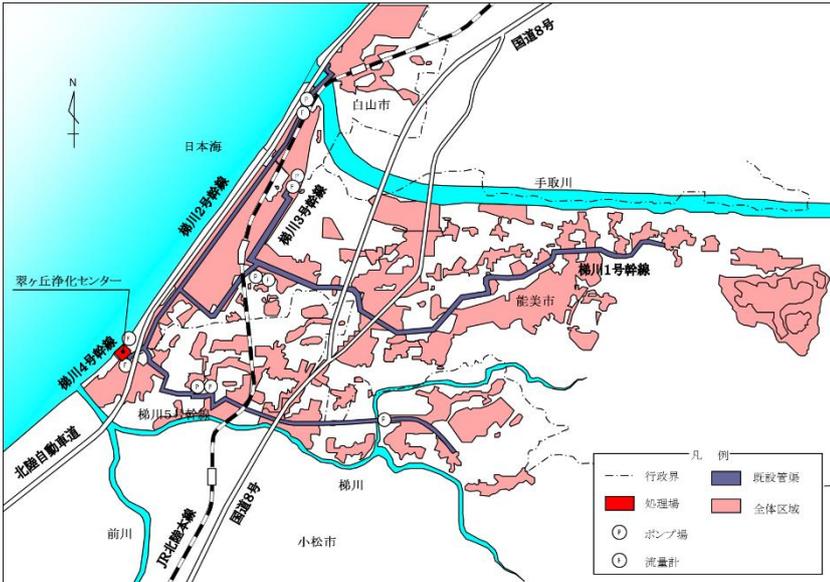
●全体計画概要

流域名・処理区名	処理区域面積 (ha)	処理人口 (千人)	計画汚水量 (m ³ /日)	目標 年度
加賀沿岸流域下水道 (梯川処理区)	3,285	80	40,500	R7
犀川左岸流域下水道 (犀川左岸処理区)	2,858	131	52,200	R12
計	6,143	211		

●事業計画概要

流域名・処理区名	処理区域面積 (ha)	処理人口 (千人)	計画汚水量 (m ³ /日)	事業 期間
加賀沿岸流域下水道 (梯川処理区)	3,074	81	40,700	R6
犀川左岸流域下水道 (犀川左岸処理区)	2,801	129	50,600	R6
計	5,875	210		

(1) 加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）

流域下水道名	加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）
供用開始年度	平成元年度
関連市	小松市、能美市、白山市（旧美川町）
処理区域内人口密度	30.4人/ha
処理区の概要	<p>計画処理面積：3,074（3,285）ha 計画汚水量：40,700（40,500）m³/日最大 管渠延長：L=34.09（34.09）km</p> <p style="text-align: right;">※R6.3.31時点の計画値、〇内は全体計画値</p>  <p>The map shows the sewerage network in the Tsurikawa area. It covers parts of Shikatsu City, Nomi City, and Shiro City (former Misawa Town). Key features include the Tsurikawa River, the Sea of Japan to the north, and major roads like National Route 8 and the Hokuriku Expressway. Sewerage lines are shown in blue, with planned lines in dashed blue and existing lines in solid blue. The treatment plant area is highlighted in red. A legend indicates symbols for administrative boundaries, sewer lines, treatment plants, pump stations, and flow measurement points.</p>
処理場の概要	<p>処理場名：翠ヶ丘浄化センター 計画処理能力：43,000m³/日最大（43,000m³/日最大） 処理方式：標準活性汚泥法 放流先：日本海</p>  <p>An aerial photograph of the Aikake Hill Purification Center, showing several large industrial-style buildings, a parking lot, and surrounding greenery. The facility is located near a body of water, likely the Sea of Japan.</p>

(2) 犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）

流域下水道名	犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）
供用開始年度	平成6年度
関連市	金沢市、野々市市、白山市（旧鶴来町）
処理区域内人口密度	45.7人/ha
処理区の概要	<p>計画処理面積：2,801（2,858）ha 計画汚水量：50,600（52,200）m³/日最大 管渠延長：L=22.72（22.72）km</p> <p style="text-align: right;">※R6.3.31時点の計画値、()内は全体計画値</p>
処理場の概要	<p>処理場名：犀川左岸浄化センター 計画処理能力：50,300m³/日最大（53,300m³/日最大） 処理方式：標準活性汚泥法 放流先：二級河川安原川</p>

2. 事業実施の財源

本県の流域下水道事業実施にかかる費用は、施設の建設や更新に係る「建設費」と、施設の維持管理に必要な人件費、修繕費等の「維持管理費」で構成されています。

流域下水道事業の実施にあたっては、下水道法により、「利益を受ける市から必要な経費を負担させることができる」とされており、本県においては、建設費の一部や維持管理費を関係市の負担金により賅っています。

各費用の構成については、以下のとおりです。

(1) 建設にかかる経費

i) 交付金対象事業の場合（管渠・ポンプ場）

交付金 1/2	県債 1/4	関係市負担金 1/4
------------	-----------	---------------

ii) 交付金対象事業の場合（処理場）

交付金 2/3	県債 1/6	関係市負担金 1/6
------------	-----------	---------------

iii) 交付金対象事業でない場合

県債 1/2	関係市負担金 1/2
-----------	---------------

建設費の構成

(2) 維持管理にかかる経費

関係市負担金 1/1

維持管理費の構成

3. 関係市負担金

関係市が負担する「維持管理費」は、「維持管理負担金」と「資本費負担金」に分けられます。「維持管理負担金」は、処理場の運転管理や光熱費、修繕費など資産の維持管理に要する費用です。「資本費負担金」は、建設時に県が起債した費用の償還額のうち交付税措置分を除いたものです。

関係市の負担金は、「負担金単価」に「計画水量」を乗じて算出しています。「負担金単価」の設定にあたっては、将来的に要する維持管理費や改築需要を踏まえた適正な単価設定に努めています。「計画水量」については、関係市の下水道普及率、接続率を鑑みて、将来的な流入水量を予測し、設定しています。

現在の負担金単価の実績 (R6. 4. 1 時点)

梯川処理区	犀川左岸処理区
57.1 円/m ³	45.0 円/m ³

4. 経営状況

総務省は、地方公営企業に各事業の「経営比較分析表」を公表し、経営の健全性や効率性、施設老朽化の状況などを見える化することで、経営状況の把握ができるようにしております。

本事業における経営比較分析結果は、以下のとおりです。

(1) 経常収支比率

経常収支比率とは、維持管理負担金収入等の収益で、処理場の管理費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上であれば単年度収支が黒字であることを示します。

本事業では、100%を超えていることから、経営状況は健全であるといえます。

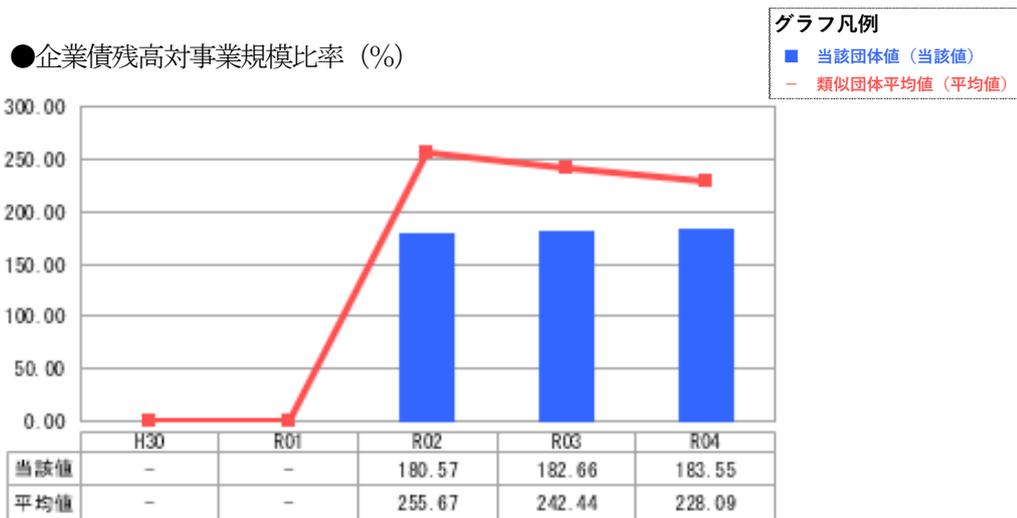


(2) 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率とは、維持管理負担金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

ただし、明確な数値基準は示されていないため、流域下水道事業で供用開始後15年以上30年未満経過している類似団体（以下、類似団体という。）との比較により自団体の置かれている状況を把握・分析することが重要です。

本事業では、類似団体を下回っております。



(3) 汚水処理原価

汚水処理原価とは、有収水量1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

ただし、明確な数値基準は示されていないため、類似団体との比較により自団体の置かれている状況を把握・分析することが重要です。

本事業では、類似団体に比べ、高価となっております。これは、流入下水水量の変動や施設設備の点検・修繕の周期などにより、維持管理費が変動するためです。

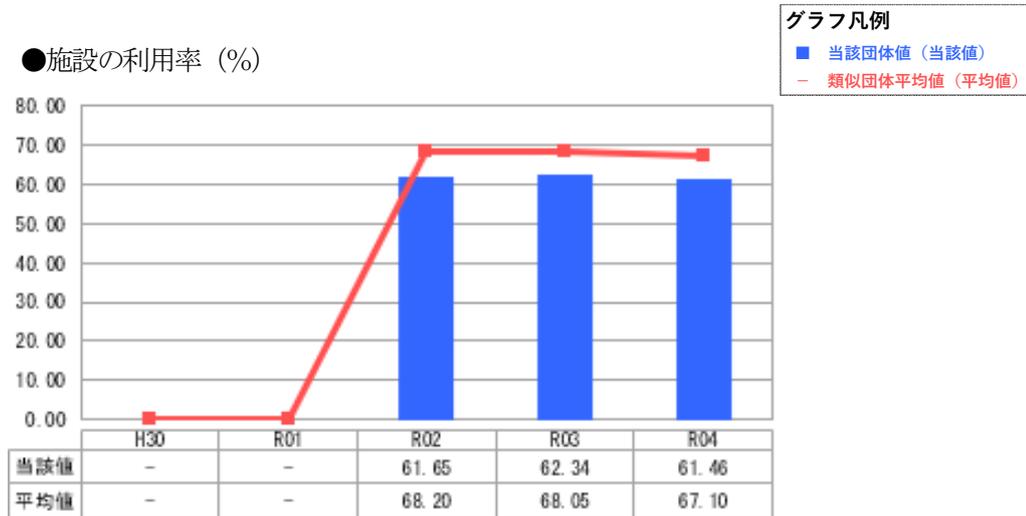


(4) 施設利用率

施設利用率とは、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

明確な数値基準は示されていませんが、一般的には高い数値であることが望ましいとされています。

本事業では、近年横ばいで、類似団体並みになっています。



(5) 水洗化率

水洗化率とは、現在の処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標であり、公共用水域の水質保全や維持管理負担金収入確保の観点から 100%となっていることが望ましいとされています。

本事業では、近年横ばいで、類似団体並みになっています。



以上により、現時点の本事業の経営は概ね安定していますが、さらなる経営の安定化にむけ、接続人口の拡大による収益増や維持管理費の縮減に努める必要があります。

また、下水道資源の有効活用や、民間活力の活用についても継続して実施していく必要があります。

5. 広域化・共同化の実施状況

人口減少社会の到来に伴い、下水道事業の実施にあたっては、効率的な運営が求められています。本事業においても、近接する単独公共下水道の流域下水道編入や、汚泥の共同処理を実施し、施設の効率的な運用を図っています。

(1) 単独公共下水道の流域下水道編入

平成17年度より、施設の老朽化が顕著であった美川町単独公共下水道を、加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）に編入し、広域的な汚水処理を実施しています。また、令和6年度より、能美市単独公共下水道も加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）に編入することとしています。

(2) 汚泥の共同処理

平成6年度に犀川左岸流域下水道を供用開始して以降、犀川左岸浄化センターから発生する下水汚泥は、金沢市が運営する埋立処分場へ運搬し最終処分していました。

しかし、将来的な汚泥量増加による埋立処分場の確保問題に対応するため、金沢市が管理する城北水質管理センターに焼却施設を設け、犀川左岸浄化センター及び金沢市臨海水質管理センターから発生する汚泥を、運搬・集約し、共同で処理することとし、平成12年4月に施設を供用開始しています。



6. 民間活力の活用等

平成 29 年度以前は、本事業の指定管理者である石川県下水道公社（以下、「公社」という。）が、処理場の現場維持管理業務を実施していましたが、平成 30 年度からは、民間企業を指定管理者とし、これまで公社が実施してきた業務を民間企業が実施しています。

その他、各処理場において、下水処理の過程で発生する下水汚泥を利用した消化ガス発電を実施しており、資源の有効利用に努めています。

翠ヶ丘浄化センター及び犀川左岸浄化センターにおいては、発電した電力を固定価格買取制度により北陸電力へ売却し、その収益を維持管理費に補填しています。

指定管理の概要

処理区名	管理者	指定期間
梯川処理区	柿本商会・ 石垣メンテナンスグループ	R3. 4. 1 ~R8. 3. 31
犀川左岸処理区 (汚泥共同処理施設を除く)	(株)トスマク・アイ	R3. 4. 1 ~R8. 3. 31

第3章 主要施策と主な取組

1. 経営の健全性の向上

(1) 収益の確保

<方針>

下水道への接続人口拡大や下水道資源の有効活用により収益の確保を図るとともに、水質を維持しつつ、費用を節減することにより、関係市負担の軽減や平準化に努めます。

<取組>

- ・経営状況の把握や処理原価費用の算定により、適切な負担金収入を確保します。
- ・下水道が有する資源を有効活用し、収益の確保を図ります。
(消化ガス発電による売電)
- ・関連市が行う流域関連公共下水道の接続人口拡大にむけた取組みについて、適宜必要な指導・助言を行い、水量増加による関連市の収益確保に努めます。

(2) 費用の節減

<方針>

費用の節減に努め、適正な収支による安定的な経営を図ります。

<取組>

- ・指定管理者制度の活用により、維持管理の効率化に努めます。
- ・水質及び汚泥処理の適正な管理を行うとともに、効率的な設備の運転を図ります。
- ・下水汚泥を建設資材の原料や肥料としてリサイクルすることにより汚泥処分費の削減を図ります。
- ・改築更新費用の平準化や改築更新の際に省エネ設備の導入を図り、動力費の縮減に努めます。
- ・放流水質や汚泥の性状を把握し、薬品使用量の抑制に努めます。
- ・下水道ストックマネジメント計画に基づく適切な改築・更新を実施するとともに、日常点検結果を基にこまめな修繕を行うことで、維持修繕費の抑制を図ります。
- ・水質を維持しつつ、費用を節減することにより、関係市負担の軽減に努めます。

(3) 民間活力の活用

<方針>

民間の持つ技術やノウハウを活用し、低コストで効率的な事業運営や修繕費の抑制を図るため、指定管理者制度を継続するほか、さらなる民間活力の活用を検討していきます。

<取組>

施設の管理運営について、維持管理の効率化による費用の節減を図るため、今後も、民間活力を活用した指定管理者制度を継続し、さらなる経営改善や事務の効率化を目指していきます。

- ・指定管理者制度を継続し、維持管理の効率化に努めます。
- ・水質及び汚泥処理の適正な管理を行うとともに、効率的な設備の運転を図ります。
- ・諸基準に基づく点検、調査を計画的に実施します。
- ・計画的な修繕や、消耗品の交換により、施設の効率的な機能維持を図ります。

(4) 下水道資源の活用

<方針>

下水処理に伴い発生する汚泥、消化ガスについて、燃料や堆肥として活用する他、さらなる利用拡大の取組みについて検討を進めます。

<取組>

① 下水汚泥の適正処理と合わせた再資源化の推進

今後も、汚泥の再資源化を推進し、堆肥やセメント原料としての有効利用を継続します。

② 消化ガス発電

汚泥消化過程で発生する消化ガスを利用して発電を行い、翠ヶ丘浄化センター及び犀川左岸浄化センターでは売電を今後も行います。

翠ヶ丘浄化センター (能力 25kW×5)	
犀川左岸浄化センター (能力 25kW×12)	

③ その他の利活用

処理水や下水熱、太陽光の利活用について、国や他自治体の先進事例や民間の技術開発の情報収集を行い、導入可能性の検討を進めます。

(5) 広域化・共同化

<方針>

施設の老朽化に伴う更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、経験豊富な職員の退職による技術力の衰退、職員数の減少による執行体制の脆弱化などにより経営環境が厳しさを増すことが見込まれるため、業務の広域化・共同化についても検討を行い、効率的な事業運営を目指します。

【国方針】

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、令和 4 年度までの広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記されました。また平成 30 年 1 月 17 日に 4 省合同で通知された「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」において、令和 4 年度までに全ての都道府県において広域化・共同化計画を策定するよう要請がありました。

<取組>

広域化・共同化に関する事業や実現可能な連携メニューをとりまとめ、令和 4 年度に石川県生活排水処理事業広域化・共同化計画の策定を行いました。今後も定期的に見直しを行い、広域化・共同化の取組を推進していきます。

2. 下水道施設の強靱化

(1) 施設の老朽化対策の推進

<方針>

日常生活や社会活動に重要な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止するため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の老朽化対策を図っていきます。

<取組>

① 下水道ストックマネジメント計画に基づく事業の実施

- ・下水道施設全体（処理場、ポンプ場、管渠）を対象とし、各施設の状態を把握したうえで、施設の計画的かつ効率的な点検、調査、更新を図っていきます。

② 機械、電気設備の老朽化対策

- ・耐用年数が比較的短い機械や電気設備について、下水道ストックマネジメント計画に基づいた計画的な改築、更新を図ります。
- ・今後設備の老朽化が進行した場合においても、一定の健全度を確保し、処理機能の維持に努めます。

③ 管渠、土木建築施設の老朽化対策

- ・本事業においては、標準的な耐用年数である50年を経過した管渠はまだないため、下水道法や下水道ストックマネジメント計画に基づく点検、調査を適切に実施し、改築時期の把握に努めていきます。
- ・管渠以外の土木建築施設についても下水道ストックマネジメント計画に基づく点検、調査を適切に実施し、施設の健全度や、機械や電気設備の老朽化対策との整合を図って対策をとっていきます。

④ 下水道ストックマネジメント計画の見直し

- ・施設の状態、事業の執行状況を鑑み、5年程度に一度、下水道ストックマネジメント計画を見直し、社会情勢に沿った計画としていきます。

(2) 防災減災・危機管理対策の推進

<方針>

大規模な災害時においても処理機能を維持できるよう、施設の耐震化を進めるとともに、業務継続計画（BCP）（H27年度策定、H30年度改訂、R7年度改訂）について、訓練等を重ねながら見直し、更新していくなど、危機管理を継続していきます。

<取組>

① 施設の耐震化

- ・処理場・ポンプ場の揚水・沈殿・消毒施設の耐震化を優先的に実施し、令和3年度に完了しました。今後は、最低限の汚泥貯留機能確保のための耐震化を進めます。

② 業務継続計画（BCP）の管理・更新

- ・大規模災害により下水道施設が被災した場合でも、従来よりも速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持できるよう、業務継続計画（BCP）を適正に管理していきます。
- ・より効果的で効率的な行動が出来るように、防災訓練等を重ねながら実態に合わせて継続的に見直し、内容の充実を図り、更新していきます。

③ 危機管理体制の充実

- ・被災時の下水道施設の迅速な点検、応急復旧対策、資材の調達に向けて、下水道施設の維持管理や建設を行う関係団体との協定を継続します。

3. 安全で安心な生活環境の創出

(1) 公共用水域の水環境の保全

<方針>

処理場からの放流水質を適正に管理し、公共用水域の水環境保全の寄与を目指します。

<取組>

① 放流水質の適正な管理

- ・今後も水質を維持するため、各処理場で法定値より厳しい県独自の管理目標値を定めるとともに、水処理された放流水について、定期的に水質分析を行い、水質の変化を監視します。

各処理場の放流水質の状況（令和5年度平均値）

（単位：mg/L）

処理場名	項目	流入原水	管理基準値 （法定値）	管理目標値 （県設定）	処理後 放流水
翠ヶ丘	浮遊物質	121	40	30	2.0
	BOD	135	15	13	2.6
	COD	49	30	20	7.9
犀川左岸	浮遊物質	190	40	30	2.0
	BOD	240	15	13	2.1
	COD	169	—	—	12.2

（参考）BODとCOD（いずれも環境水質の有機汚濁を測る指標）

- ・ BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が好気性微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。「環境基本法」に基づき水質汚濁に係る環境基準が設定されており、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。

- ・ COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。「環境基本法」に基づき水質汚濁に係る環境基準が設定されており、湖沼、海域の利用目的に応じて類型別に定められている。

(2) 接続人口の拡大

<方針>

関連市が行う流域関連公共下水道の普及拡大及び接続向上にむけた取組みについて適宜必要な指導・助言を行うとともに、関連市と連携して多様な方法により PR、啓発活動を行い、下水道への接続を促進し、接続人口の拡大を図ります。

<取組>

① 下水道の普及拡大

・持続可能な生活排水処理システムを構築・運用するため、「石川県生活排水処理構想 2022」に基づき、関連市が実施する流域関連公共下水道の普及拡大及び接続向上の取組みについて適宜必要な指導・助言を行います。

② 下水道への県民理解の促進

・下水道啓発促進イベントを通じて、県民に下水道の役割や必要性を認識してもらい、接続促進を図ります。

(参考) 石川県生活排水処理構想 2022

県全域を対象に、汚水処理施設(下水道・集落排水・浄化槽)の有する特性、水質保全効果、汚泥処理の将来的な維持管理等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備を実施するため、市町の意向を踏まえて平成 28 年度に県が取りまとめた施設整備の基本構想。(令和 3 年度改訂)

第4章 投資計画・財政収支計画

1. 流域下水道事業全体の施設整備及び維持管理方針

投資計画・財政収支計画は、下記の方針に基づき、策定しています。

- ・ 下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査結果を踏まえた改築更新
- ・ 震災時に下水道機能を維持するための施設の耐震化の推進
- ・ 処理水量に見合った施設規模の検討
- ・ 維持管理費の縮減に資する省エネ機器の導入検討
- ・ 目標の水質を維持する適切な維持管理の推進
- ・ 民間活力を活用した効率的な施設の運転、維持

2. 投資計画・財政収支計画

(1) 流域下水道全体の投資計画・財政収支計画

〈算定について〉

- ・ 営業収益は、維持管理負担金について計上しています。維持管理負担金は「負担金単価」に「計画水量」を乗じて算出し、令和5年度に関係市と協議の上、令和6年度から令和10年度までの維持管理負担金を決定しています。
- ・ 資本的収支のうち、建設改良費については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、日常生活や社会活動に重要な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止するため、年間11億円程度を見込んでいます。

〈今後の見込〉

- ・ 収益的収支のうち、営業収益は処理水量の増加に伴い緩やかに増加する見込みです。
- ・ 固定資産の中には、定期的な点検や修繕により耐用年数を経過しても使用できる資産もあるため、減価償却費は徐々に減少していく見込みです。
- ・ 営業外費用等についても、主な費用である支払利息が減少するため、徐々に減少していく見込みです。
- ・ 事業全体の収益的収支の損益額は、計画期間内において、収入不足とならない見込みです。資本的収支においては、財源不足分を損益勘定留保資金等(※)により補填することで、財源不足が生じない見込みとなっております。

※ 損益勘定留保資金

収益的収支のうち、現金の支出を必要としない費用（減価償却費等）から現金の収入を必要としない収益（長期前受金戻入）を差し引いた額

財政収支計画（流域下水道事業全体）

（単位：百万円）

区分	費目等	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6
収益的	営業収益	1,207	1,195	1,115	1,148	1,246
	営業外収益等	1,947	1,763	1,679	1,581	1,574
	収益計	3,154	2,958	2,794	2,729	2,820
費用	維持管理費等	925	936	1,014	1,052	1,154
	減価償却費	1,798	1,610	1,500	1,448	1,443
	計	2,723	2,546	2,514	2,500	2,597
（税抜）	営業外費用等	137	101	99	88	98
	費用計	2,860	2,647	2,613	2,588	2,695
	損益額	294	311	181	141	125
資本的	国庫補助金等	840	861	313	533	975
	建設負担金	276	238	102	142	263
	企業債	289	247	127	169	337
	収入計	1,405	1,346	542	844	1,575
支出	建設改良費	1,420	1,359	545	846	1,579
	償還金等	487	466	441	411	411
	支出計	1,907	1,825	986	1,257	1,990
（税込）	財源不足額＜支出-収入＞	502	479	444	413	415
	補填財源	502	479	444	413	415
	内 損益勘定留保資金	260	226	123	219	243
	内 利益剰余金処分額		230	311	181	141
	その他	242	23	10	13	31

区分	費目等	R7	R8	R9	R10	R11
収益的	営業収益	1,285	1,292	1,303	1,306	1,306
	営業外収益等	1,512	1,526	1,534	1,565	1,637
	収益計	2,797	2,818	2,837	2,871	2,943
費用	維持管理費等	1,199	1,173	1,186	1,198	1,207
	減価償却費	1,407	1,438	1,465	1,496	1,520
	計	2,606	2,611	2,651	2,694	2,727
（税抜）	営業外費用等	86	82	79	76	74
	費用計	2,692	2,693	2,730	2,770	2,801
	損益額	105	125	107	101	142
資本的	国庫補助金等	896	761	735	735	735
	建設負担金	233	190	183	183	183
	企業債	300	246	237	237	237
	収入計	1,429	1,197	1,155	1,155	1,155
支出	建設改良費	1,437	1,204	1,162	1,162	1,162
	償還金等	361	379	369	357	410
	支出計	1,798	1,583	1,531	1,519	1,572
（税込）	財源不足額＜支出-収入＞	369	386	376	364	417
	補填財源	369	386	376	364	417
	内 損益勘定留保資金	216	253	229	235	294
	内 利益剰余金処分額	125	105	125	107	101
	その他	28	28	22	22	22

- ・ 営業外収益等は、長期前受金戻入や一般会計からの繰入金等を計上しています。
- ・ 維持管理費等は、各処理場の維持管理委託料や修繕費等を計上しています。
- ・ 営業外費用等は、支払利息や売電設備の保守点検委託料等を計上しています。

(2) 各流域下水道の投資計画・財政収支計画

① 加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）

ア 投資計画

加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）においては、下水道ストックマネジメント計画に基づく汚泥処理施設等の改築・更新を実施し、老朽化対策や延命化によるコスト縮減など、長寿命化対策を計画的に推進します。

ストックマネジメント計画における施工計画

項目	R2	R3	R4
【処理場・ポンプ場施設】 機械・電気設備			
【処理場・ポンプ場施設】 土木・建築施設			
【管路施設】 管路施設			

イ 財政収支計画

梯川処理区の収益的収支の損益額は、計画期間内において、収入不足とならない見込みです。資本的収支においては、財源不足分を損益勘定留保資金等により補填することで、財源不足が生じない見込みとなっています。

財政収支計画（梯川処理区）

（単位：百万円）

区分	費目等	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6	
収益的	営業収益	531	528	515	507	554	
	営業外収益等	916	817	764	719	735	
	収益計	1,447	1,345	1,279	1,226	1,289	
収支（費用）	営業費用	388	383	430	459	498	
	減価償却費	901	781	698	665	679	
	計	1,289	1,164	1,128	1,124	1,177	
（税抜）	営業外費用等	60	45	45	41	43	
	費用計	1,349	1,209	1,173	1,165	1,220	
	損益額	98	136	106	61	69	
資本的	国庫補助金等	393	459	147	330	285	
	建設負担金	114	126	54	85	85	
	企業債	120	130	69	98	107	
	収入計	627	715	270	513	477	
（支出）	建設改良費	635	722	272	514	478	
	償還金等	202	206	203	200	202	
	支出計	837	928	475	714	680	
（税込）	財源不足額＜支出-収入＞	210	213	205	201	203	
	補填財源	210	213	205	201	203	
	内訳	損益勘定留保資金	131	131	64	87	132
		利益剰余金処分額		70	136	106	61
		その他	79	12	5	8	10

区分	費目等	R7	R8	R9	R10	R11	
収益的	営業収益	580	581	583	581	581	
	営業外収益等	709	693	706	717	760	
	収益計	1,289	1,274	1,289	1,298	1,341	
収支（費用）	営業費用	520	514	520	525	525	
	減価償却費	649	633	646	665	688	
	計	1,169	1,147	1,166	1,190	1,213	
（税抜）	営業外費用等	39	36	34	32	31	
	費用計	1,208	1,183	1,200	1,222	1,244	
	損益額	81	91	89	76	97	
資本的	国庫補助金等	116	447	434	434	434	
	建設負担金	35	112	108	108	108	
	企業債	44	145	140	140	140	
	収入計	195	704	682	682	682	
（支出）	建設改良費	199	707	686	686	686	
	償還金等	197	204	207	203	227	
	支出計	396	911	893	889	913	
（税込）	財源不足額＜支出-収入＞	201	207	211	207	231	
	補填財源	201	207	211	207	231	
	内訳	損益勘定留保資金	128	112	107	105	142
		利益剰余金処分額	69	81	91	89	76
		その他	4	14	13	13	13

③ 犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）

ア 投資計画

犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）においては、下水道ストックマネジメント計画に基づく水処理設備等の改築・更新を実施し、老朽化対策や延命化によるコスト縮減など、長寿命化対策を計画的に推進します。

ストックマネジメント計画における施工計画

項目	R2	R3	R4
【処理場・ポンプ場施設】 機械・電気設備	<p style="text-align: center;">点検・調査</p> <p style="text-align: center;">工事</p> <p style="text-align: center;">【沈砂池設備（スクリーンかす、沈砂）、汚泥処理設備（脱水・貯留）、水処理設備（初沈・終沈・反応タンク）、電気計装設備】</p>		
【処理場・ポンプ場施設】 土木・建築施設	<p style="text-align: center;">点検・調査</p>		
【管路施設】 管路施設	<p style="text-align: center;">点検・調査</p>		

イ 財政収支計画

犀川左岸処理区の収益的収支の損益額は、計画期間内において、収入不足と見込まれない見込みです。資本的収支においては、財源不足分を損益勘定留保資金等により補填することで、財源不足が生じない見込みとなっています。

財政収支計画（犀川左岸処理区）

（単位：百万円）

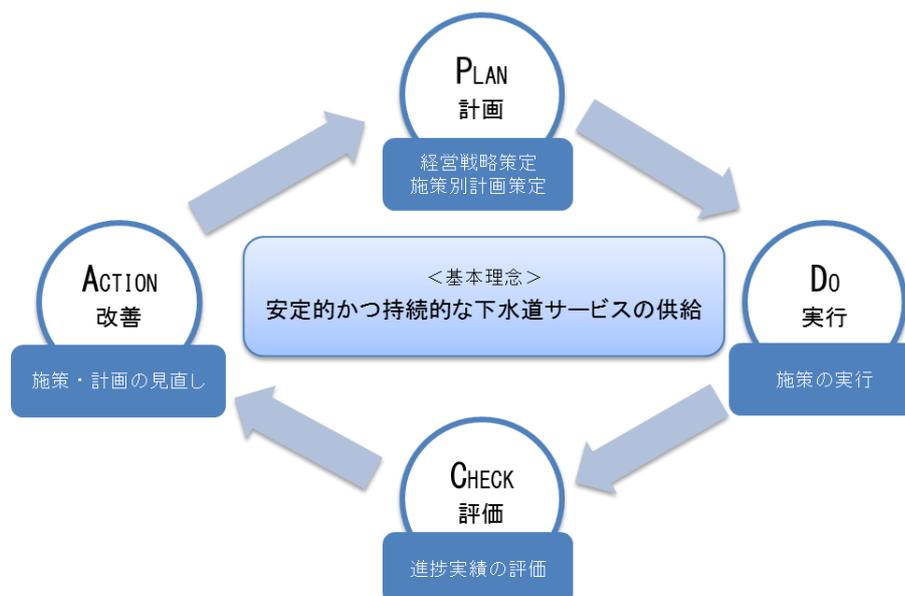
区分	費目等	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6	
収益的	営業収益	676	667	600	641	692	
	営業外収益等	1,031	946	915	862	839	
	収益計	1,707	1,613	1,515	1,503	1,531	
費用	維持管理費等	537	553	584	593	656	
	減価償却費	897	829	802	783	764	
	計	1,434	1,382	1,386	1,376	1,420	
（税抜）	営業外費用等	77	56	54	47	55	
	費用計	1,511	1,438	1,440	1,423	1,475	
	損益額	196	175	75	80	56	
資本的	国庫補助金等	447	402	166	203	690	
	建設負担金	162	112	48	57	178	
	企業債	169	117	58	71	230	
収入	収入計	778	631	272	331	1,098	
支出	建設改良費	785	637	273	332	1,101	
	償還金等	285	260	238	211	209	
	支出計	1,070	897	511	543	1,310	
（税込）	財源不足額＜支出-収入＞	292	266	239	212	212	
	補填財源	292	266	239	212	212	
	内訳	損益勘定留保資金	129	95	59	132	111
		利益剰余金処分額		160	175	75	80
その他	163	11	5	5	21		

区分	費目等	R7	R8	R9	R10	R11	
収益的	営業収益	705	711	720	725	725	
	営業外収益等	803	833	828	848	877	
	収益計	1,508	1,544	1,548	1,573	1,602	
費用	維持管理費等	679	659	666	673	682	
	減価償却費	758	805	819	831	832	
	計	1,437	1,464	1,485	1,504	1,514	
（税抜）	営業外費用等	47	46	45	44	43	
	費用計	1,484	1,510	1,530	1,548	1,557	
	損益額	24	34	18	25	45	
資本的	国庫補助金等	780	314	301	301	301	
	建設負担金	198	78	75	75	75	
	企業債	256	101	97	97	97	
収入	収入計	1,234	493	473	473	473	
支出	建設改良費	1,238	497	476	476	476	
	償還金等	164	175	162	154	183	
	支出計	1,402	672	638	630	659	
（税込）	財源不足額＜支出-収入＞	168	179	165	157	186	
	補填財源	168	179	165	157	186	
	内訳	損益勘定留保資金	88	141	122	130	152
		利益剰余金処分額	56	24	34	18	25
その他	24	14	9	9	9		

第5章 経営戦略の推進

1. PDCA サイクルの実施

経営戦略の実施にあたっては、PDCA サイクルに基づき、各施策の実績や進捗状況に対する評価を行い、問題点や改善点を踏まえた見直し結果を次期経営戦略に反映していくことで、経営の効率化や安定的な事業運営を図っていきます。



2. 経営戦略の見直し

当該経営戦略は中長期的視点から経営基盤の強化を図ることとし、10年間の取り組むべき施策や投資計画、財政収支計画を定めていますが、下水道事業を取り巻く情勢の変化や新たな課題に対応するため、前期5年を目途に見直すこととします。

また、今後、新たに生じた重要な改善や方針、施策の大幅な変更により経営戦略の修正が必要な場合は、随時見直しを行います。

3. 関係市との連携

流域下水道事業は、維持管理費を関係市からの維持管理負担金で賄っており、経営戦略に基づく事業の推進のためには、関係市の理解と協力が不可欠です。

今後も、下水道協議会を定期的に開催し、流域下水道事業の運営について関係市と協議調整を進め、連携を図りながら経営戦略に基づく取り組みを進めます。